

マナー指導項目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目以降 (生徒指導委員会)		
①携帯電話使用 ※年度内累積指導	反省文 携帯預かり5日	特別5日	特別7日+ 保護者呼び出し	訓告5日	訓告7日	停学5日	停学7日	前回以上
②身なり(服装容儀等) ※年度内累積指導	特別3日	特別5日	特別7日	訓告5日	訓告7日	停学5日	停学7日	前回以上
③靴下指導等について	反省文							
非社会的問題行動	1回目	2回目	3回目	4回目以降				
③深夜徘徊	特別5日	特別7日	訓告7日	停学7日	前回以上(生徒指導委員会)			
④車両通学	訓告7日	停学7日	前回以上(生徒指導委員会)					
⑤飲酒・喫煙 (所持・同席含む)	訓告7日	停学7日	前回以上(生徒指導委員会)					
⑥不良行為 (授業妨害・暴言・不正行為等)	生徒指導委員会							
反社会的問題行動	1回目	2回目	3回目以降					
⑦交通三悪 (無免許・飲酒運転・速度超過等)	停学7日	停学14日	生徒指導委員会					
⑧万引き・窃盗	生徒指導委員会							
⑨暴力行為								
⑩その他 (指導拒否・いじめ・恐喝・薬物乱用等)								

※1. 無期停学を受けた生徒は次回の指導より指導項目に関係なく、生徒指導委員会にて検討する。

※2. 上記以外の問題行動については生徒指導部会、生徒指導委員会を持って職員会議承認後、指導にあたる。

※3. 訓告、停学中の指導生徒は大会には出場できない(特別指導を除く)。

※4. 指導が終わる見込みが無い生徒や反省態度が見られない生徒に関しては、段階指導を行っていく。

○指導期間について

指導期間は学校での授業日数のことをいい、土日、祝日を挟む場合はカウントをしない。休日は、日誌報告をさせる。

【指導期間が長期休業(夏休み・冬休み・春休みなど)を挟む場合】

特別・訓告指導に関しては、弾力的に行う。

停学指導に関しては、長期休業中は行わない。学期をまたいで継続指導を行う(授業日数の関係上)。

※1. 指導期間中に遅刻・無届欠課、無届欠席のある生徒については指導期間の延長を行う。

※2. 指導期間中に著しく態度の悪い生徒、勤怠不良を繰り返す生徒については、指導効果が無いものとして生徒指導委員会を開き、職員会議、校長の承諾を得て、相応の指導を行う。

※3. 携帯指導は特別指導であっても保護者召喚ができるものとする。ただし、他の問題行動に関しては、その内容を生徒指導委員会で審議し同様に保護者召喚ができるものとする。

※4. 懲戒指導の回数については在学期間を通じて累積する。ただし、身なり指導・携帯電話等の指導については年度内にとどめる。

*進学推薦規定で、3年次に停学指導を受けた生徒は、推薦できない。